

非国際的武力紛争における航行規制水域の 設定と実施に関する法的枠組み

保 井 健 呉

はじめに

- I. 非国際的武力紛争における航行規制水域
 - II. 非国際的武力紛争における航行規制水域のありうる法的根拠
 - III. 妥当な法的根拠の分析
- おわりに

はじめに

海上で戦われる武力紛争において、交戦者は制海を獲得するために敵の海上戦力と戦うだけでなく、制海が獲得されたか否かに関わらず、海上交通をコントロールすることを通して戦う¹⁾。武力紛争の性質が国際的であるか、非国際的であるかに関わらず、海戦のこうした性質が変わることはない。国が海洋を通して戦争を継続するために必要な資金や軍需品を調達するように、叛徒も海洋を利用してそれらを調達する。こうした叛徒の活動としては、例えばスリランカ内戦においてタミル・イーラム解放のトラ (Liberation Tigers of Tamil Eelam, LTTE) は商船隊を保有し、世界中から非国際的武力紛争を戦うための武器を調達するだけでなく、活動のための資金も調達していたことが指摘されている²⁾。最近でも、2020年6月にイエメンで内戦を戦

1) J. S. Corbett, *Some Principles of Maritime Strategy*, (Longmans, Green & Co., 1911), p.161; 邦訳は J. S. コーベット (E. J. グロウヴ編、矢吹啓訳)『コーベット海洋戦略の諸原則』(原書房、2016年)。

2) See, M. N. Murphy, *Small Boats, Weak States, Dirty Money*, (Hurst, 2010), pp.352, 355-357; R. Mehta, *Lost Victory: The Rise and Fall of LTTE Supremo, V. Pradhakaran*, (Pentagon

うフーシ派に向けて送られた武器が海上で押収されている³⁾。

こうした叛徒による海洋の利用に対して、紛争当事者である領域国は問題となる船舶に個々に対処するだけでなく、一定の水域の航行を規制することで地理的観点から制限を加えるための様々な措置を設定している⁴⁾。こうした措置は2010年5月31日の「ガザの自由」船団事件で注目され、2020年に至るも継続しているイスラエルがガザ回廊に設定した海上封鎖を初めとして、イエメンの内戦でサウジ主導の連合軍が設定している領海への進入にあたっての統制措置やアルジェリア独立戦争でフランスの設定した水域内の船舶を臨検と搜索の対象とする「関税水域」など、様々な名称と性質を有するものが設定されてきた。

このように多数の関連した実行が確認されるにもかかわらず、これらの措置がどのような法的枠組みに基づいて設定され、実施されているのか必ずしも明確ではない。その背景には国家領域の秩序維持を目的とする法執行パラダイムと集団である叛徒の武力による制圧を目指す敵対行為パラダイムの二つの枠組みが併存する非国際的武力紛争の性質がある⁵⁾。二つのパラダイム

Press, 2010), pp.57-59; J. Richards, *An Institutional History of the Liberation Tigers of Tamil Eelam (LTTE)*, CCDP Working Paper series No. 10, (The Centre on Conflict, Development and Peacebuilding, 2015), <https://www.sem.admin.ch/dam/data/sem/internationales/herkunftslaender/asien-nahost/lka/LKA-geschichte-ltte-e.pdf>, (accessed 31 July 2020), pp.50-51.

- 3) Reuters, *Pompeo says U.S. seized Iranian weapons on way to Houthi rebels in Yemen*, <https://www.reuters.com/article/us-usa-iran-pompeo/pompeo-says-u-s-seized-iranian-weapons-on-way-to-houthi-rebels-in-yemen-idUSKBN2492AV> (accessed 31 July 2020) ; Al Arabiya, *Intel shows Iran smuggling weapons to Houthis via Hodeidah port: Arab Coalition*, <https://english.alarabiya.net/en/features/2020/02/21/Intel-shows-Iran-smuggling-weapons-to-Houthis-via-Hodeidah-port-Arab-Coalition> (accessed 31 July 2020).
- 4) 地理的観点からの航行の制限については機雷や物理的な閉塞による制限も行いうる。こうした措置は機雷を用いた場合は紛争の性質に関わらず一定の制限の下で軍事目標主義に基づく攻撃に準じ (see, W. H. von Heinegg, "Methods and Means of Naval Warfare in Non-International Armed Conflicts," *International Law Study*, Vol.88, (Naval War College, 2012), pp.221-222)、閉塞についても特に法的問題を生じさせない。
- 5) 真山全「テロ行為・対テロ作戦と武力紛争法」初川満編『テロリズムの法的規制』(信山社、2009年) 99頁。

の併存は法執行に適用される平時の規範と敵対行為に適用される武力紛争法との間で矛盾を生じさせる。こうした衝突は陸戦では人権法と武力紛争法の間を生じる一方で⁶⁾、海戦が主として艦船のようなプラットフォームによって戦われることから⁷⁾、海戦では海洋法と武力紛争法の間を生じることとなる。つまり、非国際的武力紛争におけるこの種の措置の設定が海洋法と武力紛争法のどちらに基づくか定かではない。

加えて、武力紛争における海洋のコントロールについて、伝統的に国際的武力紛争においては捕獲法の適用に基づき船舶への干渉を行う海上捕獲の枠組みを通して、物的要素に基づく干渉である敵性及び禁制品と地理的要素に基づく海上封鎖の組み合わせによって遂行されてきた⁸⁾。今日ではそれらに加えて、陸戦的な軍事目標主義とそれに伴う私有財産への干渉の枠組みの導入による、軍事目標である船舶や貨物への攻撃や押収を通して敵による海洋の利用の拒否が行われている⁹⁾。しかし、海上捕獲を規律する捕獲法につ

6) 薬師寺公夫「国際人権法とジュネーブ法の時間的・場所的・人的適用範囲の重複とその問題点」村瀬信也、真山全編『武力紛争の国際法』（東信堂、2004年）242頁。人権法と武力紛争法の衝突は両者の保護の内もつとも適当なものが適用されることでお互いの保護の間隙を埋めることで調整されるとする補完説が通説となっている（寺谷広司「人権・人道の理念と構造転換論」村瀬信也、真山全編『武力紛争の国際法』（東信堂、2004年）214-216頁、高嶋陽子『武力紛争における国際人道法と国際人権法の交錯』（専修大学出版局、2015年）241-242頁）。

7) J. Kraska and R. Pedrozo, *International Maritime Security Law*, (Nijhoff, 2013), p.861.

8) L. Oppenheim, *International Law: A Treatise*, Vol.2, (H. Lauterpacht, 7th edn.) (Longmans, 1952), pp.861-862; E. Castrén, *The Present Law of War and Neutrality*, (Suomalainen Tiedekatemia, 1954), p.532-533; R. W. Tucker, *The Law of War and Neutrality at Sea*, (Washington D.C., 1957), p.346; Y. Dinstein, "The Laws of War at Sea," *Israel Yearbook on Human Rights*, Vol.10, (1980), p.40; W. H. von Heinegg, "Visit, Search, Diversion and Capture: Conditions of Applicability (Introductory Report I)," in W. H. v. Heinegg ed., *Visit, Search, Diversion and Capture: The Effect of the United Nations Charter on the Law of Naval Warfare*, (UVB-Universitätsverlag Dr. N. Brockmeyer, 1995), pp.33-34.

9) L. Doswald-Beck ed., *San Remo Manual on International Law Applicable to Armed Conflicts at Sea*, Prepared by International Lawyers and Naval Experts convened by the International Institute of Humanitarian Law, (Cambridge University Press, 1995), (*San Remo Manual*), paras.40, 41, 60, 67, p.187; 邦訳は竹本正幸監訳、安保公人、岩本誠吾、真山全訳『海上武力紛争法サンレモ・マニュアル解説書』（東信堂、1997年）。

いては非国際的武力紛争への適用に疑いがあり¹⁰⁾、非国際的武力紛争の海戦における敵対行為パラダイムに基づいた敵による海洋の利用の拒否は、もっぱら対象が軍事目標であることに基づいた攻撃や干渉として行われる¹¹⁾。つまり、敵対行為パラダイムにおける航行を制限する水域の法的枠組みの有力な根拠である海上封鎖が、既に述べたように海上捕獲の手段・方法として非国際的武力紛争に原則的には妥当しないことから、敵対行為パラダイムにおける措置の設定については他の根拠で行われている可能性がある。

以下で確認するように、諸国が今日に至るまでこの種の措置の実行においてその法的根拠を必ずしも明示しなかったことと相まって、非国際的武力紛争を文脈にした措置の法的枠組みを不明確にしている。そこで、本稿では非国際的武力紛争の文脈に設定される水域で、進入した船舶を臨検や搜索、拿捕、押収、さらに場合によっては攻撃に至る強制措置の対象とする水域を「航行規制水域」とし、非国際的武力紛争におけるそれらの国家実行を概観することでその性質を確認した上で、ありうる法的根拠の比較検討を通して非国際的武力紛争一般における航行規制水域の法的枠組みとして妥当なものを明らかにする。なお、本稿の目的はあくまで非国際的武力紛争における航行規制水域に妥当する法的枠組みを明らかにすることから、交戦団体承認を通じた武力紛争の国際化による敵対行為パラダイムの適用については論じず、あくまで法的に非国際的武力紛争である武力紛争を背景に設定される措置のみを取り扱う。

10) Turkish National Commission of Inquiry, *Report on the Israeli Attack on the Humanitarian Aid Convey to Gaza*, (2011), p.62; D. Guilfoyle, "The Mavi Marmara Incident and Blockade in Armed Conflict," *British Year Book of International Law*, Vol.81, (2011), pp.192-194; Heinegg, *supra* note 4, pp.226-227; W. H. von Heinegg, "Blockades and Interdictions," in M. Weller, et al., eds., *The Oxford Handbook of the Use of Force in International Law*, (Oxford University Press, 2015), pp.939-941.

11) Heinegg, *supra* note 10, p.940; 保井健呉「非国際的武力紛争における海上での武力衝突に適用される法的パラダイムの研究」『同志社法学』72号2号(2020年)27-28頁。

I. 非国際的武力紛争における航行規制水域

1. 非国際的武力紛争における航行規制水域の実行

それでは、非国際的武力紛争における航行規制水域の設定にはどのような実行があるのだろうか。本稿が検討の対象とする実行は非国際的武力紛争の文脈における航行規制水域の設定と実施であることから、以下では非国際的武力紛争を国際化させる交戦団体承認の制度がほとんど用いられなくなった、20世紀以降の実行を中心に関連する国家実行を概観する¹²⁾。加えて、権限付与的性質を有するために、非国際的武力紛争における妥当性に疑いのある封鎖法が、慣習法として非国際的武力紛争に適用できる可能性が存在しているのか確認した上で、実行上の航行規制水域がどのような性質を有しているのか確認する。非国際的武力紛争における航行規制水域の実行の様相は多岐にわたる。そこで、以下では実行の目的に基づき、措置を水域の交通を遮断する措置と水域に進入した船舶に干渉する措置の二つに大別した上で、それぞれの性質を確認していきたい。

1. 1. 水域の交通を遮断する措置

非国際的武力紛争における水域の交通を遮断する措置として、20世紀の前

12) 交戦団体承認の利用が廃れた背景には、承認が紛争当事国を叛徒と対等な地位におくことや中立法上の公平義務の適用から第三国の支援が受けられなくなるために紛争当事国にとって不利益が大きいために指摘されている (A. Cullen, *The Concept of Non-International Armed Conflict in International Humanitarian Law*, (Cambridge University Press, 2010), p.78; 林久茂「交戦団体承認についての一考察」『法学論叢』第61巻6号(1956年)112頁)。近年交戦団体承認の実行がほとんど確認されないことも相まって、その今日的な妥当性には疑いがある (M. Sassòli and L. M. Olson, “The Relationship between International Humanitarian Law and Human Rights Law Where It Matters: Admissible Killing and Internment of Fighters in Non-International Armed Conflicts,” *International Review of Red Cross*, No.871, (2008), p.623; Cullen, *supra* note 12, p.22; S. Sivakumaran, *The Law of Non-International Armed Conflict*, (Oxford University Press, 2012), pp.19-20)。

半に行われた措置では敵対する紛争当事者の港湾や沿岸の閉鎖措置を確認することができる。スペイン内戦で政府は1936年8月11日に自国沿岸の複数の港湾が封鎖下にあると宣言した¹³⁾。スペイン内戦におけるこの種の措置は叛徒によっても宣言されており、11月17日にバルセロナ向けの武器弾薬の輸送が阻止されることが述べられた。この措置は叛徒による同様の閉鎖措置であると解された¹⁴⁾。その後も叛徒は政府支配地域沿岸に対して順次この種の措置を設定していったとされる。これらの措置の設定に対して、諸国は武力紛争法上の海上封鎖であることを否定し、公海上での措置の有効性や、交戦団体承認への該当性を否定した¹⁵⁾。他方で、設定された海上封鎖について、スペイン政府を含む諸国は領海における設定と実施の正当性を否定しなかった¹⁶⁾。これらは、スペイン内戦でとられた措置が、措置の名称にかかわらず、海戦法規上の海上封鎖と区別される海上交通の遮断措置としてみなされていたことを示している。その後も中国で戦われた国共内戦において交通を遮断する措置が設定されている。国民党政府は、1949年6月に叛徒である共産党の支配する大陸の港湾を閉鎖すると宣言した¹⁷⁾。この措置に基づき、入港しようとした外国船舶に対しては、実力を伴う干渉が行われている¹⁸⁾。この宣言に対する第三国の反応として、アメリカやイギリスは叛徒の支配する港湾の閉鎖には実力が伴わなければならないとし、国民党による措置が実効性を欠くために無効であると主張した¹⁹⁾。

13) N. J. Padelford, "International Law and the Spanish Civil War," *American Journal of International Law*, Vol.31, (1937), pp.226-227.

14) *Ibid.*, pp.231-232.

15) V. A. O'Rourke, "Recognition of Belligerency and the Spanish War," *American Journal of International Law*, Vol.31, (1937), p.412; H. Lauterpacht, *Recognition in International Law*, (Cambridge University Press, 1947), p.250

16) A. McNair, "The Law Relating to the Civil War in Spain," *Law Quarterly Review*, Vol.53, No.4, (1937), p.489; 林「前掲論文」(注12) 124頁。

17) *Keessing's Record of World Events*, 10189.

18) 閉鎖が宣言された港湾に接近する船舶に対して威嚇射撃が実施されている (L.H. Woolsey, "Closure of Ports by the Chinese Nationalist Government," *American Journal of International Law*, Vol.44, No.2 (1950), pp.350-351)。

19) *Ibid.*, p.351; C. J. Colombos, *The International Law of the Sea*, 6th ed., (Longmans, 1967),

これらは叛徒支配港湾の閉鎖措置の設定とみなされていたが、その後、非国際的武力紛争における海上交通を遮断する措置は次第に「海上封鎖」と称される、20世紀前半の閉鎖措置の実行とは異なる措置として設定されていくこととなる。1967年に勃発した、ナイジェリアの東部州がナイジェリアからの独立を目指して戦ったビアフラ戦争において、ナイジェリア政府は5月の内戦の勃発とほぼ同時に叛徒支配地域の港湾に対する海上封鎖を設定したとされる²⁰⁾。1991年にはクロアチアのユーゴスラビアからの独立を巡るクロアチア独立戦争を背景にユーゴスラビア政府はアドリア海のクロアチア支配領域沿岸に対する海上封鎖を設定したとされる²¹⁾。2009年にはスリランカ政府

-
- p.453: 国民党はその後新たな水上交通を遮断する措置を設定し、この措置は米軍の協力のもとに1958年まで維持され、多数の外国船舶が影響を受けた (B. A. Elleman, "The Nationalists' Blockade of the PRC, 1949-58," in B. A. Elleman and S. C. M. Paine, eds., *Naval Blockade and Sea Power: Strategies and Counter-Strategies, 1805-2005*, (Routledge, 2006), pp.138-141)。
- 20) Keesing's Record of World Events, 22087; Keesing's Record of World Events, 22241。この海上封鎖の設定を根拠としてナイジェリア政府による交戦団体承認が行われたことも主張されているが (H. A. Wilson, *International Law and the Use of Force by National Liberation Movements*, (Oxford University Press, 1990), p.155; F. Bugnion, "Jus ad bellum, jus in bello and Non-International Armed Conflict," *Yearbook of International Humanitarian Law*, Vol.6, (2003), p.181)、ナイジェリア政府による交戦団体承認の根拠としては戦争宣言に基づくことされる (I. Detter, *The Law of War*, 3rd ed., (Ashgate, 2013), p.50)。もともと、交戦団体承認による武力紛争の国際化が行われたのかという点について、ナイジェリア政府を含めた諸国がビアフラ戦争を非国際的武力紛争として捉えていたこともまた指摘される (G. A. Mudge, "Starvation as a Means of Warfare," *The International Lawyer*, Vol.4, No.2, (1969-1970), pp.253-264; D. Schindler, "The Different Types of Armed Conflicts according to the Geneva Conventions and Protocols," *Recueil des cours de l'Académie de droit international de La Haye*, Tome.163, (1979), p.145; J. Crawford, *The Creation of States in International Law*, 2nd ed., (Clarendon Press, 2006), p.406; Sivakumaran, *supra* note 12, p.17; 実際、イギリスやソ連は内戦中のナイジェリア政府に対して武器・弾薬を援助している (Keesing's Record of World Events, 22670)。
- 21) M. D. Fink, "Contemporary Views on the Lawfulness of Naval Blockades," *Aegean Review of the Law of the Sea and Maritime Law*, Vol.1, No.2, (2011), p.198; Keesing's Record of World Events, 38535; Keesing's Record of World Events, 38443; Keesing's Record of World Events, 38420; 設定された措置は実力によって維持され、封鎖艦隊に対するクロアチア側の水上部隊との間で交戦も生起している。海上における戦いに封鎖艦隊は敗北し、海上封鎖の実効性が失われたために、設定された措置の殆どは1991年中に終了したが、一部は1992年にわたるまで継続した。例えばドヴォルニクに対する海上封鎖は1992年5月に終了した。1992年にまで継続した措置については、1991年12月23日にドイツが初めてクロアチアの国家承認を行っている等、背

がスリランカ東岸の LTTE 支配地域に対して海上封鎖を設定したとされ、接続水域までの侵入が禁じられた²²⁾。同年にはイスラエルがハマスの武力紛争において、ハマスの支配するガザ回廊に対して海上封鎖を設定した²³⁾。この海上封鎖ではガザの沿岸から20海里までの地点が封鎖水域として指定され、船舶の進入が禁じられた。そして、2013年9月にフィリピンのザンボアンガ市の郊外をモロ民族解放戦線が占拠した際、フィリピン政府は市を占拠する叛徒への増援を阻止するために海上封鎖を設定したとされる²⁴⁾。加えて、

景となる武力紛争の性質に疑いがある。もっとも、既に述べたようにユーゴスラビア政府による措置は一部を除きクロアチアの国連加盟が承認される1992年5月以前には終了していた (A/RES/46/238: クロアチアの独立と国家性については、(王志安「ユーゴスラビアの分裂と国家承認」『法学論集』第48巻 (1994年)) も参照)。

22) Heinegg, *supra* note 4, pp.215-216; スリランカ内戦と関連した海上交通を遮断する措置としては他にも1985年12月にスリランカ政府が一部の沿岸に対して、全ての出入りを禁じる措置を設定したとされ (Keesing's Record of World Events, 33581; see also Keesing's Record of World Events, 39270)、この措置と関連して、スリランカ政府による拿捕は行われなかったものの、インドの編成した援助船団が進路変更を命じられた (D. P. Verma, "Humanitarian Assistance to the Tamil in Sri Lanka," in F. Kalshoven, ed., *Assisting the Victims of Armed Conflict and other Disasters*, (Nijhoff, 1989), p.141)。

23) 該当する NOTMAR の原文は以下の通りである。

「NO. 1/2009 Blockade of Gaza Strip

Created: 06 January 2009

1.Subject: Blockade of Gaza Strip

2.Source : Israeli Navy

All mariners are advised that as of 03 January 2009, 1700 UTC, Gaza maritime area is closed to all maritime traffic and is under blockade imposed by Israeli Navy until further notice.

Maritime Gaza area is enclosed by the following coordinates:

31 35.71 N	34 29.46 E
31 46.80 N	34 10.01 E
31 19.39 N	34 13.11 E
31 33.73 N	33 56.68 E]

available at: <http://asp.mot.gov.il/en/shipping/notice2mariners/547-no12009> (accessed 31 July 2020).

24) Rappler, *7 Ships, elite teams form Zambo naval blockade*, <http://www.rappler.com/nation/38567-naval-blockade-zamboanga> (accessed 31 July 2020).

スル海において海上交通を遮断する措置を設定しており²⁵⁾、マレーシアと協同して実施している²⁶⁾。他にも海上封鎖の設定と称された措置としては、2015年3月に生じたイエメン政府とフーシ派との非国際的武力紛争を背景に、イエメンを支援するサウジ主導の連合軍が設定した海上交通への干渉措置について海上封鎖であるとされる²⁷⁾。もっとも、この措置についてサウジアラビア主導の連合軍は安保理決議2216が出されて以後、決議に基づく禁輸措置であると主張している²⁸⁾。

25) UPI, *Philippines positions naval blockade against Abu Sayyaf*, http://www.upi.com/Top_News/World-News/2016/09/08/Philippines-positions-naval-blockade-against-Abu-Sayyaf/2841473346630/ (accessed 31 July 2020).

26) Al Jazeera, *Blockade of southern Philippines hurts locals*, <http://www.aljazeera.com/news/2016/04/blockade-southern-philippines-hurts-families-160422174647079.html> (accessed 31 July 2020).

27) *Situation of human rights in Yemen, Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights*, A/HRC/30/31, (2015), para.14; *Situation of human rights in Yemen, Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights*, A/HRC/33/38, (2016), paras.42-43.

28) Arab News, *Saudi-led Coalition Denies Yemen 'Blockade'*, <http://www.arabnews.com/node/1002346/middle-east>, (accessed 31 July 2020); ただし、この措置に基づいた海上交通の遮断については決議以前から措置が設定されていることや決議では正当化できない軍需品以外の供給の遮断について他の正当化事由が必要であろう (Security Council Report, *In Hindsight: The Story of the UN Verification and Inspection Mechanism in Yemen*, http://www.securitycouncilreport.org/monthly-forecast/2016-09/the_story_of_the_un_verification_and_inspection_mechanism_in_yemen.php (accessed 31 July 2020)). なお、この措置については本稿執筆の段階において、イエメン政府の支配下でない港湾への入港は国連照会検査機関 (United Nations Verification and Inspection Mechanism, UNVIM) を通した許可を得た場合にのみ認められており、イエメン領海への入域を求める全ての船舶は入域前にサウジ主導の連合軍による検査を通過しなければならないとされている (Gard, *Yemen - port situation*, <http://www.gard.no/go/target/23757773> (accessed 31 July 2020); see also, United Kingdom Hydrographic Office, *Vessels calling at Yemeni Ports.*, <https://www.admiralty.co.uk/AdmiraltyDownloadMedia/Security%20Related%20Information%20to%20Mariners/Q6099-2016-001.pdf> (accessed 31 July 2020)). 安保理決議で正当化できない物資の供給の遮断と異なり、この検査活動自体については安保理決議によって正当化できるように思われる。この点でイエメン内戦において設定されている航行規制水域は安保理決議に基づく措置の実行であり、非国際的武力紛争の実行することは妥当ではないかもしれない。

1. 2. 水域内の船舶に干渉する措置

水域の海上交通を遮断する措置に対して水域内の船舶に干渉する措置としては、アルジェリア独立戦争を背景に、フランスは1956年にアルジェリア沿岸から50kmの海域を「関税水域」として設定し、100トン以下の船舶を臨検と搜索の対象とした。100トンの制限が1958年に撤廃されたことで、最終的に全ての船舶が措置の対象となっている。また、数隻の外国船舶については関税水域の外で臨検の対象とされた²⁹⁾。関税水域における措置として、乗船しての搜索ができなかった場合や積み荷から武器・弾薬が発見された場合、当該船舶は引致され、武器・弾薬の搭載についてはそれらがフランス軍に対して用いられないことが証明されれば釈放された。この措置の法的根拠について、フランス政府は交戦団体承認ではなく、自衛及び自己保存権の行使であるとして正当化している³⁰⁾。

その他の実行として、ベトナム戦争を背景としてベトナム政府は1965年4月に自国の領海及び接続水域を防御水域と宣言し、通航する全ての船舶が臨検と搜索の対象とする海上検査に関する命令を発した³¹⁾。命令に基づく措置の対象には外国船舶が含まれ、当該船舶はその通航が無害であることが明らかではない場合に臨検と搜索の対象となり、結果としてベトナムの脅威であることが示された場合、引致され拿捕されること、また措置の対象となる水域において措置を免れようとした船舶は追跡権行使の対象となることが命令には記載されていた。措置の法的性質については設定された水域が領

29) 西ドイツ、ベルギー、デンマーク、フィンランド、英国、ギリシャ、イタリア、パナマ、オランダ、ポーランド、ルーマニア、チェコスロバキア、ユーゴスラビアの船舶が英仏海峡において搜索と臨検の対象となった (D. P. O'Connell, "International Law and Contemporary Naval Operations," *British Year Book of International Law*, Vol.44, (1970), p.36)。

30) A. Fraleigh, "The Algerian Revolution as a Case Study in International Law," in R. A. Falk (ed.), *The International Law of Civil Law*, (Johns Hopkins Press, 1971), p.203; 対して、影響を受ける第三国は措置が交戦団体承認に基づかない違法なものであると抗議した (*Jurisprudence française en matière de droit international public*, *Revue générale de droit international public*, Tome.70, (1966), p.1062; Fraleigh, *supra* note 30, p.204.)。

31) "Viet-Nam: Decree on Sea Surveillance," *International Legal Materials*, Vol.4, (1965), pp.461-461.

海と接続水域であることなど法執行パラダイムを模している一方で、当時3海里であった領海における実施に限定されておらず、特に接続水域からの追跡権の行使等、平時法である海洋法では正当化の難しい側面のあることが指摘されている³²⁾。さらに、スリランカ内戦においても1984年4月スリランカ政府によって接続水域までの水域に密輸入や密入国の対応として海上監視区域 (naval surveillance zone) が設定されている³³⁾。

2. 非国際的武力紛争における航行規制水域の性質

2. 1. 非国際的武力紛争に適用される慣習封鎖法の可能性

海戦法規の非国際的武力紛争への適用そのものは否定されないにも関わらず³⁴⁾、今日の非国際的武力紛争に適用される武力紛争法の拡充は武力紛争法の「人道化」³⁵⁾として国際的武力紛争に適用される武力紛争法の非国際的武力紛争に適用される武力紛争法への「移植」によって行われている³⁶⁾。この「人道化」による移植に際して捕虜や占領といった権限付与的な規則の移植が行われていないことから³⁷⁾、同様に権限付与規則である捕獲法についても他の権限付与規則と同様に非国際的武力紛争に適用される武力紛争法への移植が生じたと考えすることは難しい³⁸⁾。他方で、このことはあくまで武力紛争法の人道化に基づいて捕獲法の非国際的武力紛争への適用可能性が説明できないに過ぎず、捕獲法、本稿の対象でいえば封鎖法の非国際的武力紛争への

32) O'Connell, *supra* note 29, pp.30-33.

33) Keesing's Record of World Events, 33098; なお、この措置に基づく外国船舶への干渉は確認されていない (Heinegg, *supra* note 4, pp.215-216; Guilfoyle, *supra* note 10, pp.192-193)。

34) San Remo Manual, p.64, para.1.1; Department of the Navy, *The Commander's Handbook on the Law of Naval Operations*, (2017), (NWP1-14M), para.5.2; U. K. Ministry of Defence, *The Manual of The Law of Armed Conflict*, (Oxford University Press, 2004), para.15.50.

35) この「人道化」のアプローチについては武力紛争法の適用を通して非国際的武力紛争において政府が叛徒に対して行使可能な実力の程度が引き上げられることで、実際には影響を受ける文民の被害を拡大させることも指摘されている (真山全「武力紛争法と人道化逆説：付随的損害の扱い」『世界法年報』第36号 (2017年) 16頁)。

36) 同上、7-8頁。

37) Sassòli and Olson, *supra* note 12, pp.624-625.

38) 保井「前掲論文」(注11) 28頁。

適用が慣習法として成立しえないことまで意味するものではない。それでは、実行から封鎖法が非国際的武力紛争に適用されるとする慣習法が今日成立していると言えるのだろうか。

ここまで確認してきた実行において、海上封鎖として言及されているものはビアフラ戦争における海上封鎖、クロアチア独立戦争および、スリランカ内戦やイエメン内戦における海上封鎖と称される措置である。紛争の性質の判断が困難であるが³⁹⁾、ガザ回廊の海上封鎖についても封鎖法に基づく実行に加えうるだろう。もっとも、これらの実行の内、措置の設定国により明確に封鎖法に基づく海上封鎖であることが示されているのはイスラエルがガザ回廊に設定した海上封鎖に限られている。他の実行は海上封鎖と称されている一方で、それらが封鎖法に基づいて設定されたかは必ずしも明らかではない。これまでの実行上「海上封鎖」の語は厳密に用いられておらず、海上交通に干渉する措置一般に用いられていることがこれらの実行の法的性質の判断をさらに混乱させている。

海上封鎖的な実行としては、他にもスペイン内戦や国共内戦における措置は海上交通の遮断であり実力によって維持された点で海上封鎖と同様であるが、後にも述べる叛徒支配港湾の閉鎖として、捕獲法上の措置と異なると諸国に認識されていた点で海上封鎖の実行とみなすことはできない。

そして、海上交通が遮断され、海上封鎖と称された措置であってもスリランカと、とりわけフィリピンの実行について封鎖法の適用が意図されていたか疑わしい。以上から、非国際的武力紛争の文脈において設定された航行規制水域で海上交通の遮断を目的として設定された措置の実行が多数確認できるにも関わらず、それらのほとんどは封鎖法に基づく海上封鎖であるとみなすことが困難である。加えて、非国際的武力紛争への封鎖法の適用については否定的な見解を述べる国家実行が存在することも指摘できるだろう⁴⁰⁾。

39) See, I. Scobbie, "Gaza," in Elizabeth Wilshurst, ed., *International Law and the Classification of Conflicts*, (Oxford University Press, 2012), pp.280-316.

40) See, Turkish National Commission of Inquiry, *supra* note 10, p.62.

したがって、本稿の執筆された時点において、封鎖法が非国際的武力紛争に適用されるとする慣習法の存在を確認することはできず、措置の設定国によって捕獲法上の海上封鎖であることが明確に述べられた以外の非国際的武力紛争の文脈で設定された航行規制水域を非国際的武力紛争における海上封鎖の実行とみなすことはできない⁴¹⁾。

2. 2. 非国際的武力紛争における航行規制水域の性質

それでは、非国際的武力紛争における航行規制水域が海上封鎖ではないのであればどのような性質の措置であるのだろうか。先の検討が示すように航行規制水域の実行は一貫していない。第一に、地理的な観点として特定の範囲への限定を確認することができなかった。領海や接続水域は一つの敷居ではあるものの必ずしも絶対的な基準ではなかった。第二に措置は様々な目的で設定され、目的を共有するはずの措置であってもその態様は一貫していなかった。そして、これらの措置の法的根拠についても実行は一貫しておらず、それどころか国は必ずしも自国の措置の国際法上の根拠を明らかにしなかった。実際いくつかの実行は「海上封鎖」として封鎖法に根拠づけられることが主張され、自衛を根拠と主張するものもある。しかし、他の実行においては措置の呼称に関わらずその法的根拠は不明確なままであり、このことは非国際的武力紛争における航行規制水域の規律状況をいっそう不明確にさせている。

それでは、非国際的武力紛争における航行規制水域の実行からはいかなる共通点も見いだせないのだろうか。実行に共通する点としてはその地理的範囲が一貫していない一方で、措置はそろって紛争当事国の沿岸に設定されていることが挙げられる。対して外洋の広範な水域に対する設定は見られなか

41) 他にも同様の結論にいたるものとして、2010年5月31日の「ガザの自由」船団事件を巡る議論において非国際的武力紛争に適用される慣習封鎖法が存在しないことが主張されている (Guilfoyle, *supra* note 10, pp.192-194, 216-219; Heinegg, *supra* note 10, pp.939-940; R. Buchan, "The International Law of Blockade and Israel's Interception of the Mavi Marmara," *Netherlands International Law Review*, Vol.58, No.2, (2011), pp.218-220)。

った。そして、ほとんどの措置は時間的には数日や数週間といった短期間の設定ではなく、また設定時点において措置の続く期間が明示されなかったことを指摘できるだろう。このことは措置が頻繁に更新される場合でも同様であり、多くの措置は非国際的武力紛争の終結に至るまでの期間にわたって設定され続けた。

II. 非国際的武力紛争における航行規制水域のありうる法的根拠

以下では非国際的武力紛争において設定される航行規制水域の法的根拠としてありうる法的枠組みについてその内容を確認する。確認の対象となるのは航行を制限する水域を設定しうる法的枠組みとして、先の検討で非国際的武力紛争への適用可能性が排除された海上封鎖を除く、海洋法、叛徒支配港湾の閉鎖措置、武力紛争において設定される「区域」である。なお、アルジェリア独立戦争において設定された措置でフランスが主張したように非国際的武力紛争における航行規制水域設定の根拠として自衛権を考えることもできる。しかし、叛徒のような非国家主体に対して自衛権を行使することができるのか疑いのあること⁴²⁾、そして自衛権に基づく措置は個別具体的な状況に応じてケースバイケースで正当化されることから、非国際的武力紛争一般に妥当する航行規制水域の法的枠組みを明らかにするという本稿の問題設定にそぐわないために検討の対象とはしない⁴³⁾。

1. 海洋法

海洋法は海洋を内水、領海、接続水域、排他的経済水域、大陸棚の上部水

42) See, ICJ, *Legal Consequence of the Construction of a Wall in the Occupied Palestinian Territory, Advisory Opinion, I.C.J. Reports 2004, (Wall Construction Case)*, para.139.

43) 非国際的武力紛争の文脈における自衛権に基づいた船舶への強制措置の実施については、(M. D. Fink, "The Right of Visit of Foreign-Flagged Vessels on the High Seas in Non-international Armed Conflict," in J. Schildknecht, et al., eds., *Operational Law in International Straits and Current Maritime Security Challenges*, (Springer, 2018), pp.247-251) を参照。

域、公海といった水域に区分し、それぞれにおける国の権利行使を定めている。本稿の問題とする航行規制水域の設定について、国の管轄権を設定できる水域として内水と領海が問題となる。接続水域について国は管轄権を行使することはできるが、設定することはできず、また、叛徒と戦うような安全保障目的の措置の実施が認められていないことから、検討の対象とならない。同様に排他的経済水域や大陸棚の上部水域については当該水域について特定の主権的権利を有するにすぎず⁴⁴⁾、そこに本稿の対象とするような入出国管理や安全保障といった事項が含まれていないことからこれらも検討しない。ただし、公海については公海使用の自由として航行規制水域を設定できる可能性があることから検討の対象とする。

(1) 内水

領域としての内水は領海の基線の内側の水域、湾及び港が該当する⁴⁵⁾。内水は国家領域として沿岸国が管轄権を行使することができる。同様に国家領域である領海において他国の無害通航権が認められなければならないことに対して、内水では領土や領空に準じる沿岸国による管轄権の行使が認められている。この点で国が本稿の対象とするような航行規制水域を設定することに障害はない。もっとも、通常、基線が海岸の低潮線に引かれることや⁴⁶⁾、直線基線が国連海洋法条約の後に新たに引かれて生じた内水について他国の無害通航権が引き続き認められることを考えたとき、国が領土や領空と同様に取り扱うことのできる内水の範囲は極めて狭い。したがって、内水に基づく水域の設定はそもそも広く行いえず、その影響は極めて限定的である。

内水における措置の設定が實際上ほとんど影響を生じさせないことに対して、実際上の意味を有するのは港の出入りと関連する沿岸国の権利である。領海に他国の無害通航権が認められていることと同様に、港についても既に

44) UNCLOS56条、77条参照。

45) UNCLOS 8条、10条、11条。

46) UNCLOS 5条。

国際的に開かれている港について、国がこれを自由に閉じる権利のないことが主張されている⁴⁷⁾。もっとも、そうした主張にもかかわらず、今日においても国には一度国際的に開いた港について、自由に閉じる一般国際法上の権利が認められている⁴⁸⁾。ましてや本稿の対象とするような非国際的武力紛争における必要がある場合において、国による港の閉鎖が否定されることはない⁴⁹⁾。

そして、沿岸国は港を閉鎖する自由に加えて、開かれている港についても入港を求める船舶に対して沿岸国はそのために従うべき条件の違反を防止するために必要な措置をとることができる⁵⁰⁾。ここでは沿岸国に合理的かつ公平な範囲で条件に従わない船舶の入港を認めない広い裁量が認められている⁵¹⁾。入港する船舶と同様に、出港する船舶に対しても沿岸国の広範な管轄権行使が認められることが指摘されている⁵²⁾。

(2) 領海

領海は内水と同様に沿岸国の領域であり、国が管轄権を行使することのできる領域である。ただし、既に触れたように他国による無害通航権の行使が認められている領域として、その使用に対する妥当な考慮が払われなければならない。

沿岸国は「沿岸国の通関上、出入国管理上又は衛生上の法令の違反の防

47) See, R. R. Churchill and A. V. Lowe, *The Law of the Sea*, 3rd ed., (Manchester University Press, 1999), p.61.

48) D. P. O'Connell, *International Law of the Sea*, Vol.2, (Oxford University Press, 1983), pp.61-63; E. J. Molenaar, "Port and Coastal States," in D. R. Rothwell, et al., eds., *The Oxford Handbook of the Law of the Seas*, (Oxford University Press, 2015), pp.283-284.

49) A. V. Lowe, "The Right of Entry into Maritime Ports in International Law," *San Diego Law Review*, vol.14, (1976-1977), p.622.

50) UNCLOS25条2項。

51) Churchill and Lowe, *supra* note 47, pp.62-63.

52) J. E. Noyes, "The Territorial Sea and Contiguous Zone," in D. R. Rothwell, et al., eds., *The Oxford Handbook of the Law of the Seas*, (Oxford University Press, 2015), p.101.

止」⁵³⁾を目的とするものを含め、無害通航に係る法令を制定することができ⁵⁴⁾、また「無害でない通航を防止するため、自国の領海内において必要な措置をとることができる」⁵⁵⁾。なお、無害通航を行っている船舶に対する沿岸国の管轄権行使は法令の制定に関する制限に対応して限定される⁵⁶⁾。一方で、船舶の通航が無害でない場合、沿岸国が完全かつ包括的な主権を回復することから、領域主権に基づく防止のための必要な措置をとることができるようになる⁵⁷⁾。この「必要な措置」について、具体的にどのような措置をとることができるか国連海洋法条約は規定していないために明確ではないが、一般的には無害性を検認することや有害な通航を防止し、処罰することができる⁵⁸⁾とされ、他にも状況に応じた措置がとられうる⁵⁸⁾。そして、無害通航とも関連して、沿岸国は航行の安全のための航路帯を設定することができる⁵⁹⁾。

また、通航の態様として特に船舶が港を含む内水に向かって航行している場合において、内水に入るために「従うべき条件に違反することを防止するため、必要な措置をとる権利を有する」⁶⁰⁾。無害通航権の通航には領海の通過だけではなく内水への出入りが含まれることから、これらの措置をとるにあたり沿岸国は外国船舶の無害通航を妨害してはならず、さらに国内法の適用にあたって、「無害通航権を否定し又は害する実際上の効果を有する要件

53) UNCLOS21条1項(h)

54) ここで言われる法令には「通関上、出入国管理上又は衛生上の法令」そのものに加えて、それらの適用を逃れて行われる違法行為を防止するための、「ホバリング・アクト(徘徊法)」のような領海内の船舶に一定の義務を課すことや制限、禁止を課すような法令が含まれるとされる(村上歴造『領海警備の法構造』(中央法規、2005年)15頁)。

55) UNCLSO25条1項

56) 坂元茂樹「領海」山本草二編『海上保安法制：海洋法と国内法の交錯』(三省堂、2009年)136頁。

57) 安富潔「無害でない外国船舶の通航と海上保安官の職務権限について」『海洋法条約に係る海上保安法制第1号』(海上保安協会、1994年)27頁、坂元「前掲論文」(注56)141頁。

58) 坂元「前掲論文」(注56)142頁。

59) UNCLOS21条、22条、25条1項。

60) UNCLSO25条2項。

を課」してはならない⁶¹⁾。また、沿岸国は他国の無害通航権を否定してはならないことと同様に義務として、「自国の領海内における航行上の危険で自国が知っているものを適当に公表」しなければならない。

ただし、例外的に沿岸国は自国の安全の保護のために不可欠であれば、無害通航を一時的に停止する措置をとることができる⁶²⁾。これは、平時法において設定可能な海上交通を遮断する措置であるといえよう。海戦法規上の海上封鎖との違いとしては、措置の設定可能な領域が領海に限定されることや実力による維持が必要とされないことが挙げられるだろう。ただし、この措置ではあくまで通航の停止のみが認められるため、管轄権行使の場合と同様に進路変更や取り調べのための引致以外の措置をとりうるか問題がある。また、無害通航の一時停止については、それが一時的 (temporarily) であることが求められている。このことを規定する国連海洋法条約25条3項の条文が具体的な期間を明示していないことから、数日から数週間といったごく短期間にものみ無害通航の一時停止が可能であると主張される一方で⁶³⁾、25条3項の措置が沿岸国の安全の確保と関連付けられていることに基づき、脅威が排除されるまでの間設定し続けられることも主張されている⁶⁴⁾。この点について国家実行では主として領海における軍事演習の際に無害通航の一時停止措置が取られており、その期間が長期にわたることはなかった⁶⁵⁾。

(3) 公海

公海は全ての国に開放される領域として、いかなる国も属地的な管轄権を

61) UNCLOS24条1項 (a)。

62) UNCLOS25条3項。

63) K. Hakapää, "Innocent Passage," in R. Wolfrum., ed., *Max Planck Encyclopedias of International Law*, (online edition, 2013), para.12.

64) A. Proelss, et al., eds., *United Nations Convention on the Law of the Sea*, (C.H.Beck, 2017), p.226.

65) See, Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea, *Suspension of Innocent Passage*, http://www.un.org/depts/los/convention_agreements/innocent_passages_suspension.htm (accessed 31 July 2020).

行使することができない領域である⁶⁶⁾。したがって、公海において内水や領海に認められたような措置を設定し、実施することはできない。他方で、公海はどの国にも属さない国際公域として諸国の使用に対して開放されている。使用の自由の例として、国連海洋法条約は航行や上空飛行の自由や海底電線及び海底パイプラインの敷設、人工島その他の施設の建設、漁獲、科学的調査を行う自由を列挙しており、それ以外の活動についても他国の利益に対する妥当な考慮の下に行われる限り認められている⁶⁷⁾。つまり、他国の航行の自由に影響を及ぼすような措置であっても、事前通報や協議、合理的な期間と範囲の設定や公示等の合理的配慮を通して設定することが認められる。

こうした他国の航行の自由に影響を及ぼすような公海の使用の自由の行使の例として、公海における軍事演習や核実験を含む兵器実験が行われている⁶⁸⁾。その際、安全のための立ち入り規制水域が設定されることがある。公海上の軍事演習や兵器実験のための規制水域における進入した船舶の排除可能性については、一般的に実際には立ち入った船舶が排除されないことや航行の盛んな水域への設定が避けられていることが指摘されており⁶⁹⁾、設定された規制水域の遵守の実行からは措置の設定国に水域に進入した船舶に干渉し、排除する権利があるとみなすことは難しい⁷⁰⁾。

武力紛争の文脈における航行規制水域の設定について、国連海洋法条約上の公海は平和的目的のために利用されるとの規定に関わらず、先に挙げた平時における軍事的利用を含め、公海で武力紛争を戦うといった軍事行動をとることは一般に禁じられていないとされる⁷¹⁾。このことは本稿の対象とする

66) UNCLOS89条、山本草二『国際法 新版』（有斐閣、1994年）419頁。

67) UNCLOS87条。

68) D. Stephens and T. Skousgaard, "Naval Demonstrations and Manoeuvres," in R. Wolfrum, ed., *Max Planck Encyclopedias of International Law*, (online edition, 2009), para.12.

69) Churchill and Lowe, *supra* note 47, p.206.

70) "Exclusion of Ships from Nonterritorial Weapons Testing Zones," *Harvard Law Review*, Vol.95, No.5, (1986), pp.1050-1051.

71) 山本『前掲書』（注66）420頁。

ような非国際的武力紛争における航行規制水域の公海における設定が直ちに否定されるわけではないことを示している。他国への合理的配慮がなされている場合に、そうした水域は設定されうる。もっとも、公海上での軍事演習や兵器実験に伴って設定される規制水域において水域に侵入した船舶に干渉し、排除する権利が認められないとすると公海の使用の自由として航行を実際に禁止するような規制を課す措置をとる余地があるとみなすことは難しいだろう。加えて、仮になんらかの制限的な規制を伴う水域が設定しうるとしても、本稿の対象とするような航行規制水域は武力紛争を背景とした措置としての性質上その存続する期間を定めることが難しく、このことは海洋法の求める他国の使用に対する妥当な考慮の要件を満たす措置としての航行規制水域の設定がいっそう困難であることを示している。

2. 叛徒支配港湾の閉鎖措置

伝統的国際法は平時法による規律がもはや適切ではない内戦について交戦団体承認を通じた戦争法の適用により対処してきた。しかし、交戦団体承認は領域国に不利益を生じさせるために、必ずしも承認の要件を満たす全ての場合において承認が行われたわけではなかった。そうした内戦は事実上の内戦として、実際の必要に応じた措置が取られることとなる⁷²⁾。叛徒支配港湾の閉鎖措置はこうした事実上の内戦にとられる例外的な措置の一つである。既に確認したように、平時において国は自国の港湾への入出港を規制できるが、内戦において叛徒が一定の領域を支配した場合、領域国は特定の要件を満たして初めて当該領域に管轄権を行使できることが主張された。このとき、叛徒の支配する港湾の宣言のみによる閉鎖はいわば「紙上封鎖」とみなされ、

72) 例えば、戦時に適用される国内法の適用等。こうした措置は叛乱団体承認 (Recognition of Insurgency) と称された (Lauterpacht, *supra* note 15, pp.274-276; E. Castrén, "Recognition of Insurgency," *Indian Journal of International Law*, Vol.5, No.4, (1965), pp.444-445; S. C. Neff, *War and the Law of Nations*, (Cambridge University Press, 2005), p.271)。交戦団体承認の場合と異なり、叛乱団体承認は国際法上なら効力を有さないとされる (林「前掲論文」(注12) 121頁)。

実力に基づいた閉鎖の実効性があるって初めて有効な閉鎖として認められた⁷³⁾。

この叛徒支配港湾の閉鎖措置について、例えば1860年のグラナダ連邦の内戦における政府による叛徒支配地域の港湾の閉鎖宣言に対して、イギリスは事実上の内戦において叛徒が実効的に支配する港湾の単なる閉鎖宣言が無効であり、港湾と外部との交通の遮断は領域国による実力によって維持されなければならないとした⁷⁴⁾。これは海洋法上の法執行と異なる性質の武力紛争である内戦の文脈における措置であり、措置が戦争の手段・方法と認識されているにもかかわらず、この措置自体はその設定が領海に留まっている限り黙示の交戦団体承認には該当しないとされた。叛徒支配港湾の閉鎖措置の実行は19世紀後半から20世紀前半にかけて確認することができる⁷⁵⁾。

3. 武力紛争において設定される「区域」

(1) 区域制度の展開

海上封鎖以外にも敵対行為パラダイムの下で航行規制水域を設定する実行

73) E. D. Dickinson, "The Closure of Port in Control of Insurgents," *American Journal of International Law*, Vol.24, No.1, (1930), pp.71, 76-77; Woolsey, *supra* note 18, p.353; Z. Rotocki, "Civil War and Merchant Shipping of Third States," *Polish Yearbook of International Law*, Vol.7, (1975), pp.323-326, 331; Neff, *supra* note 72, p.271.

74) Dickinson, *supra* note 73, pp.73-75; 同様の意見を述べるものとして、(see, *Compagnie générale des asphalts de France case, Opinion on Merits of 1903, Reports of International Arbitral Awards*, Vol.9, p.394)。

75) 1885年のコロンビア内戦、1889年のハイチ、1903年のドミニカ、1891年のチリや1892年のベネズエラにおいて同様の実行が確認されている (J. B. Moore, *A Digest of International Law*, Vol.7, (Washington D.C., 1906), pp.808-817)。20世紀に入ってから1912年のメキシコ革命や1932年のブラジル革命において同様の措置が確認できるほか (E. Castrén, "Recognition of Insurgency," *Indian Journal of International Law*, Vol.5, No.4, (1965), pp.444-445)、既に国家実行として確認したようにスペイン内戦や国共内戦においてもこの措置が設定されたとされている。また、1950年代にもインドネシアの内戦と関連して実行が確認されている (Department of States, "Memorandum from Becker (L) to Dulles, March 1, with attachments. Legal aspects of the Indonesian Government's right to block certain ports held by insurgents," in M. Chie, L. J. Smith, R. J. McMahon, and G. W. LaFantasie, eds., *Foreign Relations of the United States, 1958-1960, Indonesia, Japan, Korea : microfiche supplement*, Vol.17-18, (Washington D.C., 1994), No.13)。

を20世紀以降の武力紛争において確認することができる。武力紛争における航行規制水域はいくつかの形態に分けることができる。例えば「防御海面」は安全のために重要な港湾等の近傍海域に設定され、航路の設定といった航行の管制と管制に従わない船舶への攻撃に至る強制措置が行われる。その最初期の例として、日本が日露戦争を背景に1904年に明治37年勅令11号の「防御海面令」に基づいて設定した措置では、15か所に3海里の幅で防御海面が設定され、当該水域において指示に従わない船舶に対して水域からの退去や強制措置が行われたとされる。防御海面と同様の実行は日露戦争後においても引き続き設定されており、それらの実行では公海に及ぶ防御海面の設定も確認されている⁷⁶⁾。

こうした防御的な水域に対して、攻撃的な水域として設定されたのが「戦争水域 (war zone)」であり、公海の広範な領域を含むもので、水域に進入した全ての船舶に対する無差別攻撃が行われた。こうした水域は第一次、第二次の両次大戦で設定され、多くの船舶が実際に攻撃され、撃沈された⁷⁷⁾。もっとも、防御海面が今日においても妥当するとみなされることに対し⁷⁸⁾、戦争水域は過去の実行においては復仇として設定され⁷⁹⁾、今日においても違法な戦闘の手段・方法であるとみなされている⁸⁰⁾。

(2) 現代的海戦法規における区域制度

武力紛争におけるこうした機能を有する水域について、サンレモ・マニュアルは「区域 (Zones)」としてパラグラフ105から107にかけて規定している。

76) G. P. Politakis, *Modern Aspects of the Laws of Naval Warfare and Maritime Neutrality*, (Kegan Paul International, 1998), pp.39-40; 吉田靖之「海戦法規における目標識別規則—目標識別海域設定を中心に」『法学政治学論究』73巻(2007年)11-12頁。

77) O'Connell, *supra* note 48, pp.1109-1110; Politakis, *supra* note 76, pp.42-43, 58-60.

78) 吉田「前掲論文」(注76)13頁。

79) W. T. Mallison, *Studies in the Law of Naval Warfare: Submarines in General and Limited Wars*, (Washington D.C., 1968), pp.62-75; M. M. Whiteman, *Digest of International Law*, Vol.10, (1968), pp.651-653.

80) 真山全「海上経済戦における中立法規の適用について」『世界法年報』第8号(1988年)26頁、吉田「前掲論文」(注76)9頁。

マニュアルはこの区域についてパラグラフ105でその設定が交戦者の武力紛争法上の義務を免除する性質を有さず、交戦者に何ら新しい権利を付与しないことを規定している。さらに、パラグラフ106では区域の設定にあたって区域の内外で法の適用に差異が無いこと、その範囲、位置、及び期間ならびに課される措置が軍事的必要性及び比例性の原則の枠内にとどまること、他国の海洋の自由な使用に妥当な考慮を払っていること、適切に宣言され、通告されなければならない、区域が中立国への交通や通常の航路が影響を受ける場合に安全な通行路が設定されなければならないといった、その設定にあたっての条件を規定している。

こうした「区域」は一般的には「排除水域 (exclusion zone)」と称されるもので⁸¹⁾、武力紛争における海洋の使用に際して、部隊防護の観点に基づくより広範囲な海域の管制の必要性があることから、目標識別手続きの緩和される、つまり進入した船舶に軍事目標としての推定が強く作用する水域として設定されるようになっていることが述べられている⁸²⁾。今日の船舶への干渉が軍事目標に対する「攻撃」としても行われることから、排除水域の水域に進入した船舶の軍事目標性の推定を強める機能は、そのポテンシャルとして軍事目標でありうる水域内の船舶一般に対する臨検や搜索を、攻撃の際の予防措置として実施する根拠として用いられうる。

最後に、敵対行為が生起している、又は交戦国部隊が現に作戦行動中の水

81) *NWP1-14M*, para.7.9.; Department of Defense, *Department of Defense Law of War Manual*, (2016), (*DoD Manual*), para.13.9.4; Department of Defence, *Australian Defence Doctrine Publication 06.4 —Law of Armed Conflict*, (2006), para.6.32; Federal Ministry of Defence, *Law of Armed conflict —Manual— Joint Service Regulation (ZDv) 15/2*, (2013), para.1055; *Commander's Handbook Legal Bases for the Operations of Naval Force*, (2002), para.304, (*German naval handbook*); Norwegian Chief of Defence, *Manual of the Law of Armed Conflict*, (2018), para.10.45.

82) O'Connell, *supra* note 48, pp.1110-1111; *San Remo Manual*, para.105.1; 吉田「前掲論文」(注76) 25-26頁。排除水域の国家実行としてはフォークランド紛争においてイギリスがフォークランド諸島の周辺に設定した「海洋排除水域 (Maritime Exclusion Zones, MEZ)」や「総合排除水域 (Total Exclusion Zones, TEZ)」が挙げられる (同上、20-22頁)。

域に設定される、「作戦区域 (area of operations)」⁸³⁾が存在する。これは遂行中の軍事作戦と他の船舶の安全のために設定される水域であり、水域に進入した船舶の通信に干渉することが認められているほか、水域内で指示に従わない船舶に対しては拿捕から攻撃に至る強制措置の対象となる⁸⁴⁾。この種の水域は「防御バブル (defensive bubble)」⁸⁵⁾として、具体的な作戦行動に従事していない移動中の艦隊や艦艇に付随して設定されることがある⁸⁶⁾。

Ⅲ. 妥当な法的根拠の分析

それでは、以上で確認してきた様々な法的根拠の内、非国際的武力紛争における航行規制水域の実行と調和し、妥当しうるのはどの根拠になるのだろうか。法執行パラダイムと敵対行為パラダイムのそれぞれについて検討する。なお、法執行パラダイムは国家領域の秩序維持を目的とし、敵対行為パラダイムは集団としての叛徒の敵としての打倒を目的とするものである。敵対行為パラダイムはその性質上、武力紛争の文脈の下でのみ妥当し、主として武力紛争法によって規律される一方で、いくつかの航行規制措置は武力紛争の存在を前提とするにもかかわらず、武力紛争法ではなく領域主権の行使として設定されている。以下でこれまで検討してきた法的枠組みを検討するにあたって、武力紛争の存在を前提とするが領域主権の行使として設定される措置については法執行パラダイムに属する措置として取り扱う。

83) *German naval handbook*, para.303; この種の水域については、海上作戦の至近海域 (the immediate area of naval operations) と称される (*NWP1-14M*, para.7.8; *DoD manual*, para.13.8)。サンレモ・マニュアルでは海上作戦の至近 (the immediate vicinity of naval operations) と表現された (*San Remo Manual*, para.108)。

84) *San Remo Manual*, para.108.

85) See, *DoD manual*, para.13.9.2; *German naval handbook*, paras.115, 303.

86) 吉田「前掲論文」(注76) 15頁。

1. 非国際的武力紛争における法執行パラダイムに基づく航行規制水域

1. 1. 海洋法に基づく航行規制水域

非国際的武力紛争を背景に設定される航行規制水域として、海上交通の遮断を目的とした水域について特定の沿岸や港湾への到達を阻止したい場合に沿岸国は入出国管理の一環として上陸や内水への許可なき進入を禁止することができ、特に港についてはこれを閉鎖することができる。もっとも、これらの措置では海上封鎖における、封鎖が設定された沿岸に設定される隣接する封鎖線で区切られた封鎖水域のような、措置の実施のための進入すら認められない航行規制水域を設定する根拠とはならない。したがって、沿岸国は設定された措置の実施される水域を設定することは可能であってもその水域はあくまで沿岸国が設定された措置が実施される水域に過ぎず、水域自体への進入を禁じるような航行規制水域は設定できない。もっとも、このことから沿岸国は領海だけではなく接続水域を含む水域を対象として、沿岸や港湾に設定された措置の実施される宣言的な水域を合法に設定することができる。

他方で、対象となる水域の海上交通を遮断したい場合において、沿岸国は領海の無害通航の一時停止としてしか航行規制水域を設定しえない。公海については海洋法の平時法としての性質⁸⁷⁾や武力紛争を背景とした措置として平時法の基準では合理性を欠くであろう期間の定めのない措置の設定、さらに設定されたとしても進入した船舶を排除する権利が認められないであろうことから合法的な公海の自由な使用としての航行規制水域の設定は行いえないように思われる。

もっとも、領海の無害通航の一時停止措置措置についても数日から数週間といった短期間の設定のみが認められるのか、それとも明確な期間の定めのない長期の措置の設定が可能であるのか争いがあり、関連する国家実行における無害通航の一時停止措置が数日から数週間といった短期間のものである以上、武力紛争の文脈で設定される措置として明確な期間を定めえない、本

87) Churchill and Lowe, *supra* note 47, p.421.

稿の対象とするような航行規制水域を領海の無害通航の一時停止措置として行いうるのか疑わしい⁸⁸⁾。

これらの海上交通の遮断を目的とする措置に対して、水域に進入した船舶に干渉する措置については既に述べたように沿岸国は自国領域に設定した措置を領海及び接続水域において実施することができる。航行規制水域についても沿岸国の設定した措置が実施される水域としての宣言であれば、実施の様相が外国船舶の無害通航権を否定するような効果を有さない限り特段の問題を生じさせない⁸⁹⁾。もっとも、接続水域に及ぶ水域の設定及び措置の実施については国連海洋法条約における条文からも示されるように⁹⁰⁾、接続水域において沿岸国の安全保障を目的とした措置の実施が認められていないことから、本稿の対象とする措置が非国際的武力紛争を背景に叛徒への対処の文脈で実施されるために問題を生じさせる恐れはある⁹¹⁾。しかし、非国際的武力紛争における航行規制水域の設定の目的が叛徒の外部との人員や物資のやり取りの阻止であることを考えたとき、沿岸国の設定する措置は安全のための措置であると同時に沿岸国の通関上、財政上、出入国管理上の法令違反を防止する措置でもあることから、接続水域に沿岸国の安全保障を目的とした措置の設定が認められていないことは特段の問題を生じさせないだろう。ベトナム戦争において1965年に設定された措置や1984年にスリランカ政府によって設定された海上監視区域の実行はこの種の実行にあたるといえる。

こうした措置の公海における設定や公海上の外国船舶への実施については旗国以外による外国船舶への干渉が極めて限定的にしか認められていないことから難しいと言わざるをえない⁹²⁾。ただし、公海から沿岸国の通航を目指す船舶に対して、法執行パラダイムに基づき船舶の情報を求める措置として、

88) 非国際的武力紛争における無害通航の一時停止措置の設定については、Y. Dinstein, *Non-International Armed Conflict in International Law*, (Cambridge University Press, 2014), para.352も参照。

89) UNCLOS24条1項(a)。

90) UNCLOS33条1項。

91) Churchill and Lowe, *supra* note 47, pp.137-138.

92) UNCLOS110条参照。

オーストラリアの設定した「オーストラリア海洋識別システム (Australian Maritime Identification System, AMIS)」⁹³⁾の実行がある。この措置の下で、オーストラリアへの入港を希望する船舶はオーストラリア沿岸から1000海里、オーストラリア領海の通航を希望する船舶は500海里的距離において自身に関する情報を提供しなければならないとされる⁹⁴⁾。この措置については沿岸国による船舶への情報提供の要請それ自体は他国船舶の航行の自由の利益を侵害しないことから行いうるとされている⁹⁵⁾。もっとも、この措置に基づいて公海上で可能なことは情報提供の要請に限定されており、情報を提供しない船舶や情報から入港や領海への進入が拒否されるべき船舶についてはただその拒否のみが可能である⁹⁶⁾。とはいえ、この実行は公海にも設定可能な非国際的武力紛争において叛徒による海洋の利用を妨害するための措置の例の一つとして注目に値する。

1. 2. 武力紛争の存在に基づく法執行的措置

敵対行為パラダイムとの区別の難しい非国際的武力紛争に独自の枠組みの一つとして内戦時の叛徒支配港湾の閉鎖がある。これは、非国際的武力紛争における事実上の海上封鎖の設定を認めるもので、その実施水域として航行を禁止、制限する水域を設定することができる。この措置については武力紛争における措置として時間的な制約がない一方で、その設定があくまで領海に限定されることなど、戦闘の手段・方法というよりも領域主権の行使の側面が強く、この点で法執行パラダイム上の措置ということができらる。もっとも、この枠組みについては20世紀前半より後の実行が確認できないこ

93) 当初は「海洋識別水域 (Maritime Identification Zone, MIZ)」として発表されたが、近隣諸国の反発から「オーストラリア海洋識別システム」へと改称された。

94) Australia Department of Defence, “Maritime Security Regulation,” *Semaphore*, Issue.3, (2006), https://www.navy.gov.au/sites/default/files/documents/Semaphore_2006_3.pdf (accessed 31 July 2020).

95) N. Klein, “Legal Implications of Australia’s Maritime Identification System,” *International and Comparative Law Quarterly*, Vol.55, No.2, (2006), pp.344, 351.

96) *Ibid.*, p.344.

とから、今日的な妥当性に疑いのあることが指摘されなければならない。他方で、港湾に対する叛徒の領域的な支配が確立している場合において、現地住民の期待や第三者の措置の有効性に対する予見可能性の観点から⁹⁷⁾、領域国による実力の裏づけを欠く港の閉鎖宣言は効力が認められないかもしれないが、その際にこの叛徒支配港湾の閉鎖措置は依然として妥当する余地がある。

もう一つ、敵対行為パラダイムとの区別の難しい枠組みとして、武力紛争下の枠組みとして述べた「防御海面」の実行がある。これは防御的な目的で航路の設定と指示に従わない船舶への強制措置を行う実行である。防御海面はあくまで自国の沿岸に設定されていることや中立国が同様の水域を設定した実行があること⁹⁸⁾等、こちらも領域主権の行使の側面が強いといえる⁹⁹⁾。

2. 非国際的武力紛争における敵対行為パラダイムに基づく航行規制水域

2. 1. 武力紛争法に基づく航行規制水域

海上封鎖によらない武力紛争法に基づく航行規制水域の設定として、排除水域及び作戦区域に基づくものが考えられる。これらの内、海上交通を遮断する措置としては作戦区域の設定に基づいてこれを行うことができるだろう。ただし、作戦区域についてはその性質上実際の作戦行動を伴っている必要があり、このことから長期にわたる措置の設定は難しいかもしれない¹⁰⁰⁾。実行との関連ではスリランカ内戦において2009年にスリランカ東岸に設定された措置や2013年にフィリピンのザンボアンガ市の沿岸に設定された措置に

97) See, Lauterpacht, *supra* note 15, pp.420-421; C. Greenwood, "The Relationship between Jus ad Bellum and Jus in Bello," *Review of International Studies*, Vol.9, (1983), pp.229-230; 濱本正太郎「武力併合の事実上の承認（2・完）国際法における事実と法との対立をめぐって」『法学論叢』第149巻3号（2001年）81頁。

98) 吉田「前掲論文」（注76）15頁参照。

99) 例えば、戦時だけではなく平時においても、領海に安全保障のための「防御海面（defensive sea areas）」を設定する権利は沿岸国の権利として述べられることがある（see, Colombos, *supra* note 19, pp.167-168）。

100) この点については軍艦による哨戒活動を作戦行動とみなすことで長期的な作戦区域を設定しうるかもしれない。

ついて、進行する軍事作戦との関連性から作戦区域の実行として位置づけることができる。

そして、進入した船舶への干渉が行われる水域については対象水域内の船舶に攻撃の際の予防措置としての臨検や捜索を行う根拠となりうる排除水域の設定が該当しうる。排除水域の措置については作戦区域のような実際の作戦行動の要求が無いことから長期にわたる設定が容易であり、地理的にもより広範囲にわたって設定することができる。

これらは敵対行為パラダイムに基づいても非国際的武力紛争において航行規制水域を設定しうることを示している。他方で、敵対行為パラダイムに基づく枠組みの、叛徒による海洋利用の拒否のための使用はいくつかの点で疑いがある。例えば、作戦区域については叛徒への直接的な軍事作戦の一環として設定されるのではなく、沿岸域の海上交通の監視のために設定されるような場合にその本質とは異なる措置の妥当性は疑わしい。排除水域の場合についても、その制度の発展過程において水域内の船舶への無差別攻撃を認める「戦争水域」の合法性が否定され、また排除水域の設定が交戦者にいかなる権利も付与しないことが強調されていることは¹⁰¹⁾、水域内での強制措置が目標識別のために攻撃の際の予防措置として行われるとしても、水域内の船舶を航行の態様に基づかない一律の扱いの対象とすることへの妥当性に疑いを生じさせる。

そして、これらの敵対行為パラダイムに基づく措置はそれ自体が直接的に水域内を航行する船舶に強制措置を行う根拠として作用するわけではないことが指摘されなければならない。これらの水域における臨検や捜索、攻撃といった強制措置の実施は水域の航行やその態様、または積載する貨物の性質から対象船舶が軍事目標であることやその可能性に基づいている。このことは特に排除水域について、敵対行為パラダイムに基づいて設定される水域が目標の識別と関連して攻撃の際の予防措置として設定されることを示している。したがって、海上封鎖をはじめとする海上捕獲の枠組みの非国際的武力

101) See, *San Remo Manual*, paras105, 118.

紛争への適用にあたって生じたような平等適用の問題が非国際的武力紛争の敵対行為パラダイムに基づく航行規制水域の設定においては生じないことを意味している。

3. 敵対行為パラダイムの適用される場合

それでは、いかなる状況において敵対行為パラダイムに基づく水域を設定することができるのだろうか。敵対行為パラダイムの適用には状況に応じた判断基準である「敵対行為 (hostilities)」基準や¹⁰²⁾、物の軍事目標性に基づく武力紛争法の優先的適用も主張されるが¹⁰³⁾、本稿が検討の対象とする航行規制水域は措置の設定され、維持されるという予防的な性質上、これらのケースバイケースに基づく適用の判断は妥当ではないだろう。

法執行パラダイムと敵対行為パラダイムが重複する状況における武力紛争の状況に応じた適用の基準として、敵対行為パラダイムの適用される地域が紛争地域 (conflict zone) であるかということと、そこでの暴力の烈度や政府による支配の程度のそれぞれの要素が考慮されるべきであるとされている¹⁰⁴⁾。このとき、紛争地域とは紛争当事国の領域全体を指すのではなく紛争当事国の領域と国際公域で実際に戦闘が行われている地域を指す。したがって、実際の戦闘が行われていない地域では法執行パラダイムの適用が優先されるが、そうした地域であっても武力紛争法による保護が必要な領域には敵対行為パラダイムが適用されることとなる¹⁰⁵⁾。戦闘の烈度と政府による支配の要素について、両者は複合的に考慮されるものであり、戦闘が生じており、かつ政府の支配を欠く場合に問題となる領域が敵対行為パラダイムに

102) N. Melzer, *Targeted Killing in International Law*, (Oxford University Press, 2008), p.277.

103) 保井「前掲論文」(注11) 31-32頁。

104) G. Gaggioli, *The Use of Force in Armed Conflicts Interplay between the Conduct of Hostilities and Law Enforcement Paradigms*, (ICRC, 2013), <https://www.icrc.org/en/doc/assets/files/publications/icrc-002-4171.pdf>, (accessed 31 July 2020), pp.17-19.

105) *Ibid.*, pp.17-18; 非国際的武力紛争の烈度と組織性の要件については、(松山沙織「旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所による非国際的武力紛争の定義とその意義 (二・完)」『阪大法学』65巻4号 (2015年) 108-114頁) を参照。

よって規律される可能性は極めて高くなる¹⁰⁶⁾。なお、ここでいう政府の支配は紛争地域の概念と衝突するものではなく、紛争地域であっても政府の支配が強力であり、暴力の烈度が低い場合には法執行パラダイムが適用される¹⁰⁷⁾。

これらの基準を本稿の対象とする非国際的武力紛争における航行規制水域の設定におけるパラダイムの選択にあてはめるとき、地理的要素として叛徒が沿岸や港湾の支配を確立している場合、これらは同時に叛徒が海洋を利用している高い可能性を意味することから敵対行為パラダイムが優先的に適用される。もっとも、このことは叛徒による沿岸や港湾の支配が存在しない場合に敵対行為パラダイムが適用できないことまで意味するわけではなく、叛徒が海洋を利用することで非国際的武力紛争を継続し、また政府の軍隊を攻撃する可能性が高い状態においては、叛徒の領域支配の状況に関わらず敵対行為パラダイムは適用される。このとき、判断基準の中心となるのは武力紛争における戦闘の烈度や関連して叛徒の能力であって、紛争地域の位置や政府の領域の支配は陸上と異なり海洋の継続的な支配が困難であることや叛徒の移動が容易である点からあくまで補助的な考慮要素であるに過ぎない。

おわりに

以上、非国際的武力紛争の文脈において設定される航行規制水域についてありうる法的枠組みを検討した。検討は非国際的武力紛争における航行規制水域について、その目的が海上交通の遮断であるか、進入した船舶への臨検と搜索といった干渉であるかを問わず法執行パラダイムの枠組みの下で設定し、実施することが可能であることを明らかにした。対して、敵対行為パラ

106) *Annual Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights and Reports of the Office of the High Commissioner and the Secretary-General, Outcome of the Expert Consultation on the Issue of Protecting the Human Rights of Civilians in Armed Conflict*, A/HRC/11/31, (2009), para.14.

107) Gaggioli, *supra* note 104, pp.18-19.

ダイムに基づく場合、法執行パラダイムに基づくより広範な水域への設定可能性がある一方で、措置の妥当性には疑いがあるなど、その可能性が限定的であることもまた示された。もっとも、本稿の結論はあくまでもこれまでの実行の検討に基づくものに過ぎず、特に封鎖法を含む捕獲法の非国際的武力紛争への適用可能性に関する慣習法の変更には常に注意が必要であろう¹⁰⁸⁾。

非国際的武力紛争における航行規制水域の設定が敵対行為パラダイムに基づくよりも法執行パラダイムに基づいてより円滑に設定され、実施されうることは実力の行使に抑制的な法執行パラダイムの適用が選択される点で望ましい。他方で、非国際的武力紛争の海戦における法執行パラダイムの適用法規が第一に国の海洋の利用を規律する海洋法であることや、人権法の適用についても平時の適用を前提とする法執行パラダイムは武力紛争の現実を必ずしも反映していないことは、航行規制措置が法執行パラダイムに基づく場合であっても、影響をうける文民の保護について武力紛争法が適用されるべきことを示している。このとき、措置の影響からの文民の保護には武力紛争法の基本原則が適用される。そして、法執行パラダイムに基づく場合と同様に、敵対行為パラダイムに基づく作戦区域や排除水域といった措置についても、いわゆる海上経済戦措置としての使用が想定されていないことから影響をうける文民の保護に関する特別の規定を有していないために¹⁰⁹⁾、法執行パラダイムに基づく措置の場合と同様に影響を受ける文民の保護は武力紛争法の基本原則の適用に基づくこととなる。

しかし、例えば均衡原則について、航行規制水域のような長期にわたって設定されうる措置で間接的に文民に影響を与える措置への適用が妥当でない

108) See, J. Kraska, "Rule Selection in the Case of Israel's Naval Blockade of Gaza," *Yearbook of International Humanitarian Law*, Vol.13, (2010), p.392.

109) 対して、国際的武力紛争における海上封鎖を規律する封鎖法は飢餓を唯一の目的とする封鎖や均衡原則に反する封鎖の法的効力を否定し (*San Remo Manual*, para.102)、また影響を受ける文民の生存に不可欠な食物その他の物資が欠乏する状況における救済品の自由通過を義務付けているように (*San Remo Manual*, para.103)、措置の設定や実施と文民の保護が一体化した構造の規則である。

ことが指摘されている¹¹⁰⁾。さらに、武力紛争法上の均衡原則においては攻撃から波及して生じた文民や民用物の損害についても付随的損害として均衡性評価の対象となる一方で¹¹¹⁾、全ての間接的に生じた損害が考慮の対象となるわけではなく、攻撃者の関与できない外部要因によって生じる損害や拡大する損害については予見可能性¹¹²⁾がない場合に攻撃者に責任を生じさせない¹¹³⁾。このとき、航行規制水域の措置と関連する経済的損失について、一般的に経済的損失自体が攻撃から直接的ではなく間接的に、さらには他の要因も影響して生じることから付随的損害として考慮されないことも指摘されている¹¹⁴⁾。これらは措置の影響を受ける文民の保護が、武力紛争の文脈に最適化されているはずの武力紛争法に基づく場合であっても十分に行われない可能性を示している。

110) 例えば、同様の措置である海上封鎖について均衡原則の適用の妥当性には疑いがあることが述べられている (P. Drew, *The Law of Maritime Blockade: Past, Present, and Future*, (Oxford University Press, 2017), pp.108-110)。

111) L. Gisel, *The Principle of Proportionality in the Rules Governing the Conduct of Hostilities under International Humanitarian Law*, (2018), https://www.icrc.org/en/download/file/79184/4358_002_expert_meeting_report_web_1.pdf (accessed 31 July 2020), p.44.

112) 予見可能性について攻撃者は利用可能な情報を合理的に判断した限りにおいて責任を負うとされる (See, ICTY, *Prosecutor v. Galić*, IT-89-29-T, Judgment (Trial Chamber), 5 December 2003, para.58)。また、予見可能性の判断について、例えばイギリスは第一追加議定書の解釈宣言においてその時点における合理的に利用可能な時間の範囲内で行われるとしている。

113) Gisel, *supra* note 111, p.44.

114) *DoD Manual*, para.5.12.1.3.